

みどりみらい ぐんじとしのりの議会報告

2002/11/23 Vol. 114 西の原 2-3-6-104 TEL/FAX
45-8362

E-MAIL ID / toshigunji@hotmail.com

印西市議会/平成 14 年第 3 回定例会報告 (7) ～ 住基ネットを考える (2)

いつもお世話になっております。印西市議会(9月定例会)は、9月26日(木曜日)にて、閉会しました。今回は、9月議会最後のご報告です。前回に引き続き、私の一般質問と市当局の回答を中心にご報告をさせていただきます。

9/6(金曜日)に、個人質問に立ちました。以下、市当局の回答です。

1. 住民基本台帳ネットワークシステム導入について <前回のつづきです>

1-1 印西市では、住基ネットへの接続に不安はなかったのか。住民の情報を、ネットワークを通じ、送信することに対して十分な保護がされると信じたのか。

(回答/市民経済部長) 住基ネットの接続に関しましては、平成12年9月より国、県で基本設計がなされ準備期間を経て平成13年9月より接続の準備が県を中心に行われ、当市でも平成14年1月から機器の改修を行い、平成14年8月5日、法に従い、接続をいたしました。接続に際しましては、平成14年2月～3月にかけて県の指示に従い、県及び印西、八街、白井の3市で送信テストを3回実施し、問題がないことを確認し、情報を送信するにあたりましては、セキュリティ対策につきまして、「個人情報保護審査会」の意見をいただきまして「印西市住民基本台帳ネットワークセキュリティに関する要領」を定めると共に「緊急時対応計画書」を作成し、このなかで万一「不正アクセス」や「コンピューターウイルス」が発見された場合や、住基ネットから「情報漏洩」が発生した場合等にはシステム停止を含む緊急処置を取ること等を規定し、万全の対応で臨んでおるところでございます。

(ぐんじとしのりより皆様へ)

この住基ネットの問題の一つに、「コンピュータ回線で個人情報の送受信が行われる」という点にあります。現在は、個人情報の漏洩について、注意しているから問題がおきていませんが、必ずいつかどこかで漏れると考えています。その場合、どうするのか?

この点に関しては、「個人情報漏れた場合。。」「原因究明を徹底的に行う」との回答を共産党からの質問に対して、執行部では行っていました。しかし、私が聞きたいのは、「既に情報が漏れている場合」「不正にアクセスされている場合」、個人情報の保護について、市ではどのような責任をとるのか?ということ。勿論、「原因究明」が大事なほうではありますが、「(情報が漏洩している)今、この瞬間をどうするのか」ということを私は聞きたいと思いました。

執行部の一回目の回答では、この点について全く触れられていません。印西市のホームページのトップページ/トピックスでは「住民基本台帳ネットワークシステムの個人情報を守る。」という項目があり、その中を見ると、「印西市住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティに関する要領」を策定したらしいということはわかりますが、(誰の判断で?) (どの時点で - 情報漏洩や目的外使用があったと判断した時)(どのように緊急処置をとるのでしょうか?)

私が調べた範囲では、ネットへの接続を切ることもあると表明した自治体もありますが、切断を判断する基準や手順は自治体によって違います。即刻切断もあれば、庁内会議や審議会などを開き判断するところもあります。

「印西市の基準(誰の判断で?) (どの時点で - 情報漏洩や目的外使用があったと判断した時)(どのように緊急処置をとるのでしょうか?)はどのようになっていますか?」という再質問を私から行いましたが、市では明確な回答を出せなかったのは事実です。

(住基ネットがかかえる別の問題点)

この紙面の表面でも説明させて頂いておりますが、住基ネットでは「セキュリティ対策をとっているから個人情報保護される」といった話がよくされています。この点については、多くの方が疑問視をし、不安を抱いておりますが、説明されていない大きな問題点を抱えています。

当然、「個人情報保護」「プライバシー侵害」という言葉からは、「漏洩」とか「秘密の曝露」ということをまず思い浮かべます。確かに、住基ネットにおける個人情報保護では、「情報の漏洩に対するセキュリティ対策」は必要です。しかし、これで充分なのでしょうか？

大きな問題点として、「自己情報の使われ方に対するコントロール」という面を見て行く必要があります。

今年の夏に問題になっていました、防衛庁リスト問題。情報公開請求の際に得られた情報以外の情報を付加する事で、請求者の人物像を浮き彫りにするものでした。住基ネットの利用範囲が無限に拡大することで、住基コードで容易に個人情報を収集することができるようになります。国の行政機関に提供された本人確認情報などの個人情報は、どこで使われるのでしょうか？

住基ネットでの情報提供は既に始まっています。しかし、残念ながら、

- ・ 国民と双方向の意見聴取、回答システムの構築（公開・非公開も含む）
- ・ 国民への住基ネットシステムの十分な情報提供
- ・ 本人確認情報の利活用についての随時の情報提供

これらに対する説明は印西市では充分に行っているとは思いません。

私は再質問で、市に対して、

1. 今後、どのように「自己情報の使われ方に対するコントロール」を国に求めていくつもりか。
2. 現在、自己の個人情報をコントロールする権利は確立されていないが、市としては住基ネットの施行とともに、この自己の個人情報をコントロールする権利をどのように保障し、今後どのように対応していくのか？

これらを問いましたが、やはり残念ながら「国の動向を見てから」といった回答でした。

地方分権推進法は「国及び地方の分担すべき役割を明確にし、地方公共団体の自主性及び自立性を高める」ことを基本理念にしています。ですから、住民のプライバシー保護に不安を抱える自治体が住基ネットに参加しないのは、地方分権の趣旨にかなっていません。自治体はかつて、国の下請けである機関委任事務を多くこなしました。しかし、現在は地方が自らの意思で判断する自治事務が、明確に位置付けられています。私は住基ネットへの参加も、この自治事務に属すると考え、政府には参加を「義務付ける」権限などないと思います。つまり、政府は、新しい地方自治の在り方をも無視している、と考えます、この点も市長に再質問で追求しましたが、「法に従い実施したまで」と言い切りました。

印西市政はこれでいいのでしょうか？ 非常に疑問です。

住基ネットの質問に関しては、執行部の回答を聞いていて、失望ばかりでした。私は、今後も住基ネットに関しては、充分監視し、皆様と住基ネットのありかたを考えていきたいと思えます。（住基ネットに関して、多くの皆様からご意見、ご助言いただきありがとうございました。）

平成 14 年第 4 回定例会（12 月議会）が開催されます。

次回の定例会は、12月4日（水曜日）から、20日（金曜日）まで開催される予定です。

今回、私は「まちづくり研究会（松本隆志代表）」を代表し、90分の代表質問を行う予定です。

（その代表質問の内容については、この紙面で次回お知らせ致します。）

いつもご声援、ご支援ありがとうございます。この紙面へのご意見に限らず、市政全般へのご提言、ご批判、皆様からのご相談はいつでも承ります。あるべき市政の姿を求めて皆様と一緒に考えていきたいと思えます。よろしくお願い申し上げます。 ぐんじとしのり